

## 反社会的勢力排除に関する誓約書

私は、下記の各項に該当いたしません。また、将来にわたり該当しないことを誓約いたします。次の各項のいずれかに該当すると判断された場合、除名、契約解除ほか、いかなる処分を受けても異議を申し立てないことを誓約いたします。

### 記

1. 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業の関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、および準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という）である
2. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している
3. 上記の各項に該当しなくなったときから5年を経過していない
4. 貴連盟に対し、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動・暴力を用いる行為、風説の流布・偽計・威力を用いて貴連盟の信用を毀損し、業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行う

以上